

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 25

円滑化法「確認申請」の仕方：事前準備④

先日、ある相談者から経営承継円滑化法に関する活用や申請等に関する専門家は誰ですか？税理士ですか？司法書士ですか？それとも弁護士ですかと質問されました。

私は「どなたでも結構です」と答えました。

法には誰がやってはいけないという定めはありません。単に申請手続きだけをしようということであれば、特定の専門家をお願いしなくてもできると思います。

御社の事業承継課題全体の中のごく一部に過ぎないのでから、事業承継を心配して親身に相談に乗ってくれて信頼できる方なら、“何…士”でもいいということです。

すべての人が見て参考にできるように中小企業庁のホームページに詳しい申請のマニュアルが掲載されています。

中小企業庁>財務サポート>事業承継の順にクリックしていくと、「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアルについて」のページにたどり着きます。

URL は下記の通りです。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2008/080917shokei_manual.htm

前号で、別途作成しなければならない申請添付書類について示しましたので、以下に作り方のポイントを記します。

《上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書》

ポイント：誓約するだけであって、その確認資料が求められるものではありません。それぞれ確認申請日現在において「金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式」「金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式」のいずれでもないことを、更に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていないことを記載して、会社の記名押印を行います。

《特定後継者を定めたことを証する書類》

ポイント：「当社の代表者〇〇が退任又は死亡した場合の新たな代表者の候補（特定後継者）を△△に定めたことについて証明します。」という文言に会社の記名押印をして作成します。

《株式等及び事業用資産等を特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画書》

前述のマニュアルに、この承継計画の“イメージ”が掲載されています。イメージであって様式やサンプルではありませんが、参考にすれば作成できます。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）

 日成コンサルティング株式会社